

文書館資料で
旅する山口県

防長紀行

✳️ 08

大内家諸掟留書（毛利家文庫27諸家4） **名所** ②

中世山口の歩き方 ～夜編～

《はじめに》

ここでは、中世山口の歩き方について、とくに、夜の歩き方を紹介します。

《夜の入湯》

「掟書」によれば、「夜中」に湯田の湯に入ることは禁止されていたようです。この場合の「夜中」が何時を指すのかはわかりませんが、少なくとも深夜には入湯不可であったことがうかがえます。

ただし、湯治の者や女性、それから農民は「夜中」に入湯することが認められていました。

なぜ、彼らは制限から外れているのでしょうか。はっきりとしたことはわかりませんが、当時は入湯する目的・性別・職業によって、入湯の時間が異なっていたということが考えられます。

《夜の往来》

「夜中」の「大道」の往来についても禁止事項が設けられました。

夜に寺社参詣することは禁止され、当然といえば当然ですが、「異相不審之者」（異様な格好をした不審者）は往来禁止とされました。ただし、旅人の場合は宿所がきちんと決まっていれば、往来を許可するという例外規定もあわせて設けられていました。

服装とは少し異なりますが、夜に具足や弓などの武装することは禁止され、さらに尋問の対象となりました。ただし、例外規定があり、旅人と「諸人送迎之仁」（護送人）はある程度の武装が認められていたようです。

さらに、夜における音についての禁止事項があります。笛・尺八・音曲といった音楽を夜に奏でることは禁止されていました。ただし、宿所から約200mの間を除くとあり、夜の音楽は限定的な範囲でのみ許可されていました。

夜の音について、少し毛色が異なりますが、「夜中」に「大道」で念仏を唱えることも禁止されています。

夜廻/大内家掟書(近藤清石文庫98<28の15>)

電気の発達していない時代の夜は、私たちが想像する以上に暗闇であったに違いありません。

闇夜に隠れて悪事を働く者がいないとも限りませんが、大内氏は家臣で「夜廻」という見回り番を組織し、夜の山口を巡回させました。

《山口の夜を守る》

禁止事項を設けるだけでは、山口の風紀は守れません。そのため、大内氏は家臣にパトロールさせることとしました。

「掟書」には、「夜廻人数番帳」というパトロール隊の名簿が残されています。隊は、一番から十番まであり、二人一組となって夜の山口を巡視します。

彼らは、現代でいう警察のような役割を果たしていました。不審者がいれば、職務質問をし、その理由によっては大内氏当主に報告して「成敗」を仰ぎました。時に悪質な火付けや「ついでうち」(石を投げること)、盗人を発見した際には、大内氏当主の許可を経ずに身柄を確保することができました。

《おわりに》

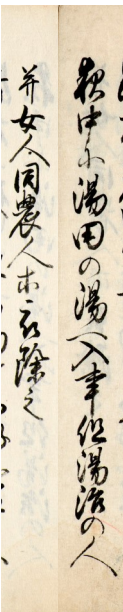
夜はいつの時代も漆黒が街を支配します。電気のない

時代であれば、闇夜はいっそう深くなります。

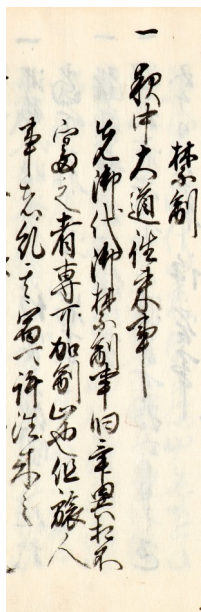
大内氏は、山口の風紀を守るために、夜の街歩きに制限を設けました。これらのなかには、住民へのとても厳しいルールといえるものもありますが、「掟書」を注意深く読んでみると「旅人」や「他国之仁」といった山口からみて外部の人間に向けた内容の法令もあります。

そうした法令は、大内氏の成長＝都市としての山口の成長に伴う訪問者の増加に対応するために、山口在住の人々にはもちろん、来訪者も含めて風紀維持を堅守させることが目的であったと考えられます。

その一方、夜の山口を自由に歩ける者がいました。それは、大内氏家臣の者たちです。彼らは、男女を問わず「深更」に至っても街を歩くことができました。「夜廻人」は、彼らを発見しても尋問する必要がないとされており、大内氏家臣は夜のまちを歩くことができるという、他の職業と比べてみれば特権を付与されていたといえるでしょう。



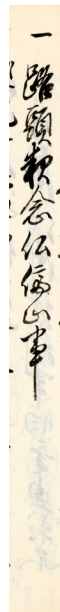
◀大内家諸掟留書（毛利家文庫 27 諸家4）
夜中に湯田の湯へ入事、但湯治の人并女人・同農人等、被除之、



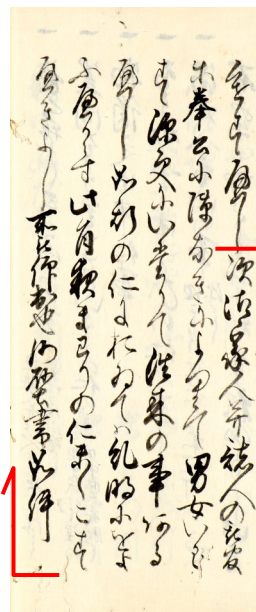
一、夜中大道往来事、
先御代御禁制事旧畢、異相不審之者專可加制止也、但旅人事者糺其宿可許往来之、

禁制

◀大内家諸掟留書（毛利家文庫 27 諸家4）



一、路頭夜念仏停止事、
◀大内家諸掟留書（毛利家文庫 27 諸家4）



◀大内家諸掟留書（毛利家文庫 27 諸家4）
次御家人并諸人の被官等、奉公に隙なきによりて男女いわす、深更にいたりて、往来の事あるへし、如斯の仁におみて八、糺明にをよふへからず、此旨夜まわりの仁かくこすへきよし、所被仰出也、仍壁書如件、